

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月24日認可した。

平成23年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東神内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下代地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南原池地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香地池地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中筋地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）開拓上井地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蓮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万福寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）前田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）塔原水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三ツ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）皿池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥上池1号地区